



令和 6年 10月 3日

福井県知事 様

福井県福井市明里町2番40号
医療法人 堀の宮整形外科
理事長代理 達山 朗



決 算 届

令和6年1月1日から令和6年7月25日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

事業報告書
(自 令和 6年 1月 1日 至 令和 6年 7月25日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 堀の宮整形外科
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 福井県福井市明里町2番40号
(主たる事務所)

(従たる事務所)
- (3) 設立認可年月日 平成 12 年 12 月 22 日
- (4) 設立登記年月日 平成 12 年 12 月 28 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。))の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	堀の宮整形外科	1810122356	福井県福井市明里町2番40号	なし

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 2月20日 令和5年度決算の決定
令和 6年 7月25日 社員の欠亡により解散

(5) そ の 他

様式 2

法人名 医療法人 堀の宮整形外科
 所在地 福井県福井市明里町2番40号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 6年 7月 25日現在)

1. 資 産 額	372,818 千円
2. 負 債 額	280,959 千円
3. 純 資 産 額	91,859 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	201,405
B 固 定 資 産	103,067
C 資 産 合 計 (A + B)	304,472
D 負 債 合 計	196,222
E 純 資 産 (C - D)	108,250

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 堀の宮整形外科
 所在地 福井県福井市明里町2番40号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸借対照表
 (令和 6年 7月 25日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	201,405	I 流動負債	35,495
II 固定資産	103,067	II 固定負債	160,727
1 有形固定資産	103,026		
2 無形固定資産		負債合計	196,222
3 その他の資産	40	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	98,250
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	108,250
資産合計	304,472	負債・純資産合計	304,472

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 堀の宮整形外科
 所在地 福井県福井市明里町2番40号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 25 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	145
2 事業費用	11,340
本来業務事業損失	11,195
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	11,195
II 事業外収益	35,090
III 事業外費用	1,618
経常利益	22,277
IV 特別利益	1
V 特別損失	0
税引前当期純利益	22,278
法人税等	5,887
当期純利益	16,391

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 医療法人 堀の富整形外科
 所在地 福井県福井市明里町2番40号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 堀の宮整形外科
理事長代理 達山 朗 殿

私は、医療法人堀の宮整形外科の令和6年度（令和6年1月1日から令和6年7月25日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年9月18日

医療法人堀の宮整形外科
監事 達山 英子

